

医政メモ

Q&A

社会保障と税の共通番号制度について

政府・与党の「社会保障改革検討本部」の下に設置された「社会保障と税に関わる番号制度に関する実務検討会」は、昨年12月3日社会保障と税を対象とする共通番号制度の早期導入を目指すとした「中間整理」をまとめ、「平成23年秋以降可能な限り早期に法案提出を目指す」との方針を打ち出した。この共通番号制度については、その必要性を訴え「わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会」が各界の有志の参加で発足し、国民的合意を形成する活動を展開しようとしているのと同時に、この制度に対し反対する意見を表明している団体もある。この制度に対して考案してみたい。

Q：諸外国の社会保障番号制度の実情とそのメリットは？そしてわが国が目指している方法は？

A：先進諸国でも社会保障番号制度を採用している国は多く、その利用範囲、すなわち番号制度を活用して情報を連携させる範囲に応じて、検討会は以下のように分類している。

①A案（ドイツ型）…税務分野のみ

【メリット例】

- ・より適正な税負担が確保されるなど、現在よりも公平な負担を実感できる。
- ・給付つき税額控除の検討を進める前提が整う。

②B-1案（アメリカ型）…税務分野+社会保障分野（現金給付のみ）

【メリット例】A案のメリットに加え

- ・社会保障の不正受給をより防止でき、現在よりも公平な負担と給付を実感できる。
- ・所得比例年金・最低保障年金の導入環境の整備に役立つ。
- ・保険者同士で給付に必要な情報をやりとりすることで、国民が行う手続を簡素化でき

る。

- ・医療保険の資格喪失・取得の手続きについて、書類提出の手間が省ける。
 - ・給付の申請から受給までの期間が短縮される。
- ③B-2案（アメリカ型）…税務分野+社会保障分野（現金給付+現物サービス）

【メリット例】B-1案のメリットに加え

- ・年金手帳・医療保険証・介護保険証等の保険証機能を一枚化できる。
- ・医療情報を共有することで、地域医療連携の進展に伴う治療水準の向上を図ることができる。
- ・自己の検診情報等の情報の閲覧が可能になる。
- ・医学研究に使用する統計・データの範囲が拡大し、医療・医学研究等の進歩に寄与できる。

④C案（スウェーデン型）…幅広い行政分野で利用

【メリット例】B-2案のメリットに加え

- ・結婚・妊娠・出産・引越・退職などのライフイベントに伴う申請手続を1か所・1回で完結できる。
- ・保険証等の証明書と各種資格証明書との一枚化を図ることができる。
- ・行政からの通知のオンライン化が可能である。

各方法に共通のメリットとして、行政の効率化に伴う諸効果もある。すなわち、行政機関等において、本人の同定に要する手間や時間が減るため、一機関内部や国・地方などの関係機関間での連携がスムーズになり、その結果、社会保障給付間の併給調整事務や医療保険資格確認など、様々な事務が現在よりも効率的に行えるようになり、确实・迅速な処理が可能になる、ということである。

ただし、この制度を採用するに当たり考慮すべき要素は、「国民のメリット（利便性）と情報管理のリスク・コスト」のバランスである。この点については、「わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会」も、運動の原則として、1.安全・安心の原則（セキュリティの確保）、2.国民本位の原則（行政の都合ではなく、生活者の視点から暮らしの安心や利便性を考えて活用）、3.合意形成の原則（導入には、理念と目的について国民の合意形成が必要）を挙げている。

政府の実務検討会としては、「より公平・公正な社会」「社会保障がきめ細やかで的確に行われる社会」「行政に過誤や無駄のない社会」「国民にとって利便性の高い社会」を目指すことに鑑みるならば、C案を視野に入れつつも、まずはB案から始めるという方向で検討を進めるとしている。

Q：懸念される問題点は？

A：まず中間整理はこの制度の意義として、社会保障制度や税制に対する国民の信頼を得るには、負担や給付の基準となる所得等の情報を的確に把握し、それに基づいた制度運営を行うことが求められている。よって従来以上に、社会保障と税を一体として捉え、正確な所得等の情報に基づいて適切に所得の再分配を実施し、もって国民が社会保障給付を適切に受ける権利を守ることにあるとしている。しかし平成22年度税制大綱にもあるように、「消費者を顧客としている小売業等に関わる売上（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではない」と、政府自らが認識している。これでは最初から公正・公平な税負担などあり得ないということではないだろうか？そもそも共通番号制を強く主張してきたのは財界である。財界は、雇用の流動化により度重なる転職、非正規労働者の増加などで、極めて煩雑となった給与・社会保険の事務処理を番号制の採用により簡便化し、管理費用の軽減を図りたいと考えている。ということは

結局共通番号により課税管理されるのは、一般のサラリーマンのみということになってしまわないだろうか？さらに懸念されるのは、この点を強く協調して全国保険医団体連合会が反対意見を表明しているが、「共通番号制」創設とIT化によって、年金・医療・介護に関する「給付と負担」に関する情報を、番号を用いて名寄せ・突合して容易に個人単位で把握できるため、政府・財界が考える「社会保障個人会計」に繋がるということである。日本経団連は2004年9月に「社会保障制度の一体的改革に向けて」の提言の中で「社会保障個人会計の導入」を掲げ、「財産相続時における、社会保障受給額（特に年金給付）のうち、本人以外が負担した社会保険料相当分と相続財産との間で調整を行う仕組みも検討すべきである」とし、死後清算で遺産・相続財産から手厚すぎたと思われる給付金を回収することも考えている。この考え方でいくと長期疾病や難病患者、障がいを抱える人たちが社会保障制度から排除されかねない。ということで、本来社会保障は、基本的人権を保障する制度であり、個人レベルでの勘定をするものではない。「共通番号制」創設は生存権保障としての社会保障の理念を変質させ、財界が狙う「社会保障個人会計」などに繋がるものである、として反対している。ただ全国保険医団体連合会は、問題山積の年金制度への国民不安を解決する施策として「共通番号制」と区別したIT化は必要と考えている。

「共通番号制」によって得られる利便性は確かにあると思うが、これは方法論である。北欧諸国が総背番号制を導入したのは、その前に福祉充実に向けた長い議論と闘争の末に、その実現手段の一つとして導入されたのである。わが国も、その手段の話より先に、この制度が国民にとって、本当に必要な制度なのか、公平・公正で信頼できる税や社会保障はどうあるべきかなど、社会保障と税の全体像の議論を通して、その手段としての「共通番号制」やIT化を議論すべきではないだろうか？社会保障と税制について、十分な議

論を期待するとともに、注意深く監視し見守
っていく必要がある。

(政策部担当理事 曾根崎 聡)